

2020年6月
食品衛生分科会

文書による報告事項
に関する資料

(3) 文書による報告事項

①食品中の農薬等の残留基準の設定について

・ 文書による報告事項の概要	1
・ オキサチアピプロリン	2
(インポートトレランス申請)	

食品中の農薬等の残留基準の設定について

○文書による報告事項の概要

名称（用途）	経緯	我が国の登録等の状況	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
オキサチアピプロリン （農薬/殺菌剤） （別紙１）	インポートトレランス申請	農薬：ばれいしょ、トマト等	ADI:3.4 mg/kg 体重/日 ARfD:設定の必要なし	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 0.6% 幼小児（1～6歳） 0.8% 妊婦 0.5% 高齢者（65歳以上） 0.7%

農薬名 オキサチアピプロリン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし	0.01			0.01		
大豆	0.01		IT	0.01		
ばれいしょ	0.05	0.05	○	0.04		<0.01,<0.01(¥)
さといも類(やつがしらを含む。)	0.04			0.04		
かんしょ	0.04			0.04		
やまいも(長いものをいう。)	0.04			0.04		
こんにゃくいも	0.04			0.04		
その他のいも類	0.04			0.04		
だいこん類(ラディッシュを含む。)	10			10		
かぶ類の葉	10			10		
クレソン	10	15		10		
はくさい	10	2	○	10		
キャベツ	2	2	○	0.7	1.5 米国	【米国ブロッコリー(0.066~0.81(n=5))】
芽キャベツ	2	2			1.5 米国	【米国ブロッコリー参照】
ケール	10			10		
こまつな	10			10		
きょうな	10			10		
チンゲンサイ	10			10		
カリフラワー	2	2		0.3	1.5 米国	【米国ブロッコリー参照】
ブロッコリー	2	2		1.5		
その他のあぶらな科野菜	10	2	IT	10		
エンダイブ	15	15			15 米国	【米国ほうれんそう(1.4~6.5(n=10))】
しゅんぎく	15	15			15 米国	【米国ほうれんそう参照】
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	15	15	○	5	15 米国	【米国ほうれんそう参照】
その他のきく科野菜	15	15			15 米国	【米国ほうれんそう参照】
たまねぎ	0.04	0.04	○	0.04		
ねぎ(リーキを含む。)	2	2	○	2		
にんにく	0.04	0.04		0.04		
にら	2	2			2.0 米国	【米国ねぎ(0.400~0.850(n=5))】
アスパラガス	2		IT	2		
わけぎ	0.04			0.04		
その他のゆり科野菜	2	2		2		
パセリ	15	15			15 米国	【米国ほうれんそう参照】
トマト	0.5	0.5	○	0.4	0.50 米国	【0.005~0.31(n=23)(米国)】
ピーマン	0.5	0.5		0.4	0.50 米国	【米国トマト参照】
なす	0.5	0.5		0.4	0.50 米国	【米国トマト参照】
その他のなす科野菜	0.5	0.5		0.4	0.50 米国	【米国トマト参照】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	0.2	○	0.2		0.03,0.04(¥)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	0.2		0.2		
しろうり	0.2			0.2		
すいか		0.01				
すいか(果皮を含む。)	0.2			0.2		
メロン類果実		0.01				
メロン類果実(果皮を含む。)	0.2			0.2		
まくわうり(果皮を含む。)	0.2			0.2		
その他のうり科野菜	0.2	0.2		0.2		
ほうれんそう	15	15		15		
オクラ	0.5	0.5		0.4	0.50 米国	【米国トマト参照】
未成熟えんどう	1	1		1		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他の野菜	15	15		2	15 米国	【米国ほうれんそう参照】
みかん(外果皮を含む。)	0.06		IT	0.05	0.06 米国	【米国レモン(<0.01~0.0333(n=5))】
なつみかんの果実全体	0.06		IT	0.05	0.06 米国	【米国レモン参照】
レモン	0.06		IT	0.05	0.06 米国	【米国レモン参照】
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.06		IT	0.05	0.06 米国	【米国レモン参照】
グレープフルーツ	0.06		IT	0.05	0.06 米国	【米国レモン参照】
ライム	0.06		IT	0.05	0.06 米国	【米国レモン参照】
その他のかんきつ類果実	0.06		IT	0.05	0.06 米国	【米国レモン参照】
ラズベリー	0.5		IT	0.5		
ブラックベリー	0.5		IT	0.5		
その他のベリー類果実	0.5		IT	0.5		
ぶどう	0.9	0.7	○	0.9		
その他の果実	0.5	0.5		0.4	0.50 米国	【米国トマト参照】
ひまわりの種子	0.01		IT	0.01		
その他のスパイス	0.05		IT	0.05		
その他のハーブ	15	15		10	15 米国	【米国ほうれんそう参照】
鶏の筋肉	0.01			0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01			0.01		
鶏の脂肪	0.01			0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01			0.01		
鶏の肝臓	0.01			0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01			0.01		
鶏の腎臓	0.01			0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01			0.01		
鶏の食用部分	0.01			0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01			0.01		
鶏の卵	0.01			0.01		
その他の家きんの卵	0.01			0.01		
トマト(乾燥させたもの)				3		※
とうがらし(乾燥させたもの)				4		※
干しぶどう				1.3		※
バジル(乾燥させたもの)			IT	80		※

太枠: 申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

斜線: 食品区分を削除したもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

IT: 海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(¥): 最大値を基準値設定の根拠とする

※加工食品であるトマト(乾燥させたもの)、とうがらし(乾燥させたもの)、干しぶどう及びバジル(乾燥させたもの)について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRIはトマト(乾燥させたもの)、とうがらし(乾燥させたもの)及び干しぶどうの加工係数を6.9、10及び1.4と算出している。バジル(乾燥させたもの)の加工係数についてはJMPRIのデータを基に8.5と算出した。

答申(案)

オキサチアピプロリン

食品名	残留基準値 ppm
とうもろこし	0.01
大豆	0.01
ばれいしょ	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	0.04
かんしょ	0.04
やまいも(長いもをいう。)	0.04
こんにやくいも	0.04
その他のいも類 ^{注1)}	0.04
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10
かぶ類の葉	10
クレソン	10
はくさい	10
キャベツ	2
芽キャベツ	2
ケール	10
こまつな	10
きょうな	10
チンゲンサイ	10
カリフラワー	2
ブロッコリー	2
その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	10
エンダイブ	15
しゅんぎく	15
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	15
その他のきく科野菜 ^{注3)}	15
たまねぎ	0.04
ねぎ(リーキを含む。)	2
にんにく	0.04
にら	2
アスパラガス	2
わけぎ	0.04
その他のゆり科野菜 ^{注4)}	2
パセリ	15
トマト	0.5
ピーマン	0.5
なす	0.5
その他のなす科野菜 ^{注5)}	0.5

食品名	残留基準値 ppm
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2
しろうり	0.2
すいか(果皮を含む。)	0.2
メロン類果実(果皮を含む。)	0.2
まくわうり(果皮を含む。)	0.2
その他のうり科野菜 ^{注6)}	0.2
ほうれんそう	15
オクラ	0.5
未成熟えんどう	1
その他の野菜 ^{注7)}	15
みかん(外果皮を含む。)	0.06
なつみかんの果実全体	0.06
レモン	0.06
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.06
グレープフルーツ	0.06
ライム	0.06
その他のかんきつ類果実 ^{注8)}	0.06
ラズベリー	0.5
ブラックベリー	0.5
その他のベリー類果実 ^{注9)}	0.5
ぶどう	0.9
その他の果実 ^{注10)}	0.5
ひまわりの種子	0.01
その他のスパイス ^{注11)}	0.05
その他のハーブ ^{注12)}	15
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注13)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分 ^{注14)}	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

注1)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注2)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注6)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注7)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注8)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注9)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注10)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注11)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注12)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注13)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注14)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。